

釧路の川探検隊 参加規約

第1条（目的）

本規約は、釧路の川探検隊（以下「本団体」という）の活動に参加するにあたり、安全で円滑な活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（参加区分）

本団体の活動への参加者は、次の区分とする。

- 一 レギュラー隊員（年間登録参加者）
- 二 ビジター隊員（単発参加者）

第3条（参加申込）

活動への参加は、所定の方法により申込みを行い、本団体の承認をもって成立する。

第4条（参加費等）

活動への参加にあたり、活動内容に応じた参加費または登録料を徴収する場合がある。

参加費には、必要に応じて保険料等を含む。

第5条（安全に関する理解）

参加者および保護者は、自然環境における活動には以下のような危険が伴うことを理解するものとする。

- ・ 転倒・滑落・溺水等の事故
- ・ 天候や自然環境の急激な変化
- ・ 生き物や植物による影響
- ・ 火や道具の使用に伴う危険

第6条（保護者の責任）

未成年の参加者については、保護者の責任において参加させるものとする。

また、活動中は保護者またはそれに準ずる者が適切に見守りを行うことを原則とする。

第7条（指示への協力）

参加者は、本団体の指導者の指示および安全管理に関する指示に従うものとする。

第8条（体調管理）

参加者は、自己の体調を十分に管理し、体調不良の場合は無理に参加しないものとする。

第9条（装備および持ち物）

活動に必要な装備および持ち物は、原則として参加者自身で準備するものとする。

装備不足により安全確保が困難と判断される場合、本団体は参加を制限することができる。

第10条（活動の変更・中止）

本団体は、天候や安全上の理由により、活動内容の変更または中止を行うことができる。

また、活動の実施判断は本団体が最終的に行う。

第11条（保険）

本団体は、必要に応じて保険に加入する。

ただし、すべての事故や損害を補償するものではない。

第12条（免責）

本団体は、故意または重大な過失がある場合を除き、活動中に生じた事故、怪我、損害等について責任を負わない。

第13条（緊急時の対応）

活動中に事故や体調不良が発生した場合、本団体は必要と判断した応急処置および医療機関への搬送等の対応を行うことができる。

その際に発生する費用については、原則として参加者の負担とする。

第14条（参加の取消および返金）

参加者の都合による取消については、返金の有無は活動ごとに定めるものとする。

また、天候等により中止となった場合の対応についても、個別に定めるものとする。

第15条（活動中の行動）

活動への遅刻、途中離脱等を行う場合は、事前または速やかに本団体へ連絡するものとする。

第16条（私物の管理）

本団体は、参加者の私物の紛失、破損等について責任を負わない。

第17条（写真・記録の使用）

本団体は、活動中に撮影した写真や映像を、広報・記録等の目的で使用することがある。

使用に支障がある場合は、事前に申し出るものとする。

第18条（禁止事項）

参加者は、次の行為を行ってはならない。

- ・危険行為および他者への迷惑行為
- ・指導者の指示に反する行為
- ・活動の趣旨を著しく損なう行為

第19条（参加の制限）

本団体は、次の場合に参加を制限または中止することができる。

- ・安全確保が困難と判断した場合
- ・規約違反があった場合
- ・その他、本団体が不適切と判断した場合

第20条（規約の変更）

本規約は、必要に応じて変更することがある。

附則

本規約は、令和8年4月1日より適用する。

なお、本規約はこれまでの活動実態に基づき整備したものである。